

お子様が学校でケガをしてしまったら・・・

独立行政法人日本スポーツ振興センター 「災害共済給付制度」のお知らせ

学校の管理下では様々な状況において「ケガ」をすることがあります。日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度とは、お子様が学校の管理下で「ケガ」など（学校の責任において提供された食物による食中毒、熱中症も含む）をしたときに、給付金（災害共済給付）が支給される制度です。

■給付の対象となる「学校管理下」とは

Sゼミや補習も
対象になります



1. 授業中	例) 各教科(保健体育など)、特別活動(修学旅行など)
2. 学校の教育計画に基づく課外指導中	例) 部活動
3. 休憩時間中及び学校の定めた特定時間	例) 始業前、授業間休み
4. 通常の経路及び方法による通学中	例) 登下校中
5. その他	例) 学校外での授業で集合・解散場所との間に合理的な経路・方法で往復するとき

■災害の範囲と給付金額

種類	災害の範囲	給付金額
負傷	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10の分は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が定められている。）に、「療養に要する費用月額」の1/10を加算した額
疾病	学校の管理下の事由によるもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの ・ガス中毒 ・熱中症 ・関節炎など	入院時食事療養費の標準負担額がある場合はその額を加算

※上表の5,000円以上のものとは、初診から治癒までの医療費総額(医療保険で言う10割分)を指します。

※損害賠償や、他の法令の規定による給付を受けたときは、給付の全部又は一部が行われません。

※給付事由が生じた日から2年経つと請求権がなくなります。

他、見舞金に関してや内容の詳細は[独立行政法人日本スポーツ振興センターホームページ](#)
[保護者の方へ](#)でご確認ください。

■給付を受けるための手続き



(1) 学校管理下で災害に遭い、病院にかかった。



(2) 手続きに必要な書類を保健室に取りに来てください。

- ① **医療等の状況**：医療機関で証明を受ける用紙
- ② **災害報告書(校内用)**：本人が記入する用紙

他、必要時には以下の書類をお渡しします。

- ・**高額療養状況届**：1ヶ月の医療費が7,000点以上(7万円)の場合
- ・**調剤報酬明細書**：処方箋に基づき、保険薬局で薬を処方された場合
- ・**治療用装具明細書**：医師が必要と認めた治療用装具を購入した場合

災害報告書(校内用)用紙は学校ホームページから

の書類は日本スポーツ振興センターのホームページからダウンロードできます。

■日本スポーツ振興センター 学校安全web [様式ダウンロード](#)



(3) 「医療等の状況」を受診した医療機関の窓口に出し、診療点数等の証明をもらってください(1ヶ月に1枚必要です)

*医師会・歯科医師会など関係機関のご厚意により、無料で証明をしていただけます。



(4) 記入済みの「医療等の状況」と災害報告書(校内用)と一緒に保健室に提出してください。



(5) 学校でデータを入力し、請求事務を行います。



(6) 給付金支払い通知書が届きます(支払いまでに2~3ヶ月ほどかかります)
入学時に登録していただいた金融口座に入金されます。



学校でケガをしたときの原則

各市の「子ども医療費等助成制度」ではなく **日本スポーツ振興センター災害給付を使います。**
書類を準備していただく必要がありますが、支払った分よりも多めに(3割にプラス1割)返ってきます。
もし間違っても子ども医療費助成制度を利用しても、手続きをすれば一部支給される場合がありますので、学校にご連絡ください。